県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和８年10月16日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　公の施設の概要

（１）　名称

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地（以下「ふれあい緑地」という。）

（２）　所在地

北秋田市脇神字奥小ヶ田116番地１

（３）　設置目的

大館能代空港周辺の緑地の利用の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（４）　管理規模等

敷地面積約62,800平方メートル

（５）　主な施設

センターハウス、テニスコート、多目的広場及び展望広場、クロスカントリーコース（ローラースキーコース）

２　指定管理者に行わせる管理の業務

（１）　ふれあい緑地に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

（２）　ふれあい緑地に係る施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　その他ふれあい緑地の管理に関し知事が必要と認める業務

３　管理を行わせる期間（指定期間）

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（予定）

４　施設の目標

大館能代空港周辺の緑地の利用の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与するため、本施設の利用促進に取り組む。

５　申請をする団体に必要な資格等

（１）　申請をする団体に必要な資格

ア　県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ　公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績があること。

ウ　複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、次による。

（ア）　構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たすこと。

（イ）　共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。

（ウ）　共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とするものであること。

（エ）　指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。

（オ）　共同事業体の構成員の出資比率については、均等割の10分の６を下限として定めるものであること。

（２）　申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない団体

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する団体

ウ　秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

オ　秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ　役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第１号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

６　申請の手続

（１）　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。なお、共同事業体として申請する場合のイからコまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。

ア　指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
イ　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
ウ　申請の日の属する事業年度の前２事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
エ　申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
オ　組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
カ　役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
キ　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
ク　公園施設又はこれに類する施設における業務実績を記載した書類
ケ　秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前１月以内に交付されたもの）
コ　誓約書
サ　共同事業体協定書（共同事業体で申請する場合）
シ　その他知事が必要と認める書類

（２）　提出場所

郵便番号010－8570　秋田市山王四丁目１番１号
秋田県建設部港湾空港課調整・空港チーム（電話番号018－860－2541）

（３）　提出期限

令和８年12月18日（金）午後５時15分まで（郵送の場合は当日必着）。なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

７　選定の方法、基準及び時期

（１）　建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア　県民の平等な利用が確保されること。
イ　ふれあい緑地の設置目的が効果的に達成されること。
ウ　効率的な管理が行われること。
エ　適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ　その他ふれあい緑地の設置の目的又は性質に応じて定める基準を満たすこと。
カ　県の重要施策推進に係る基準を満たすこと。

（２）　選定は、令和９年１月（予定）を目処に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」（https://www.pref.akita.lg.jp/）により公表する。

８　募集要項の交付

６（２）に掲げる場所で、令和８年10月16日（金）から同年12月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までの間、交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った返信用封筒（角形２号の大きさで送付先を記載したもの）を同封すること。

９　説明会

（１）　日時

令和８年10月23日（金）午後１時30分

（２）　場所

ふれあい緑地会議室

（３）　その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に10（８）に連絡すること。

10　その他

（１）　指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

（２）　指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

（３）　ふれあい緑地の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払うこととし、その額については、指定の告示後に毎年度締結される年度協定書により定める。

（４）　指定期間における指定管理料の総額は84,226千円とする。

なお、この額には将来の変動見込額（人件費、光熱費等）4,181千円を含んでおり、当該変動見込額に相当する部分については、毎年度、最新の実勢に基づき、増減させる予定とする。

（５） ふれあい緑地の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入とする。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備するものとする。
（６） 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、その内容や程度・頻度等に応じて、違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部若しくは全部の停止、又は指定の取消しを行う場合がある。また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について、指定管理者は自己評価を行うとともに県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。
（７） 詳細は、募集要項による。
（８） 問合せ先　秋田県建設部港湾空港課調整・空港チーム（電話番号018－860－2541）